

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略
- 3 この共通仕様書の適用の優先順位は、標準仕様書1.1.1.1(3)の「エ 図面」と「オ 標準仕様書」との中間の順位とする。

1.1.2 用語の定義

- 住 宅：都営住宅をいう。
- 中 層 住 宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。
- 高 層 住 宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。
- 超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。
- 附 帯 施 設：集会所、受水槽、電気室等をいう。
- 併 存 施 設：保育所、児童館、図書館、各区市施設等をいう。
- 機材の品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために、試験方法も含めて定めた基準（以下「品質・性能基準」という。）をいう。
- 書 面：標準仕様書1.1.1.2による。

1.1.3 工事の下請負

標準仕様1.1.1.6によるほか、下請負人との契約及び下請負代金の支払は、責任をもって適正に行う。

1.1.4 疑義に対する 協 議 等

標準仕様書1.1.1.12による。

1.1.8
書面の書式
及び取扱い

- 1 変更なし- 省略
- 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1.1.9
保険の加入及
び事故の補償

標準仕様書1.1.1.19によるほか、次による。

受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し等を監督員に提示又は提出する。

※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.12
建設副産物
の処理

標準仕様書1.1.1.16によるほか、次の定めによる。

- 1 建設副産物の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

- (2) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

変更なし- 省略

- (3) 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

ア 再生資源利用計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」(以下「コブリス・プラス」という。)により再生資源利用計画書を作成する。

(ア) 変更なし- 省略

(イ) 変更なし- 省略

(ウ) 変更なし- 省略

イ 再生資源利用促進計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成する。

(ア) 変更なし- 省略

(イ) 変更なし- 省略

(ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

ウ 変更なし- 省略

エ 変更なし- 省略

オ 告知書

カ 建設リサイクル法第13条及び省令7条に基づく書類

キ 汚染土壌の処理

変更なし- 省略

(4) 建設リサイクル法に係る手続

変更なし- 省略

(5) 有害物質のチェック

変更なし- 省略

(6) 工事情報の登録等

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

(7) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

変更なし- 省略

(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) 変更なし- 省略

(イ) 変更なし- 省略

(ウ) 変更なし- 省略

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) 変更なし- 省略

(イ) 変更なし- 省略

(ウ) 変更なし- 省略

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

(ア) 変更なし- 省略

(イ) 変更なし- 省略

(ウ) 現場内で分別を行わない場合

エ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

(9) マニフェスト等の掲示

変更なし- 省略

2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。

(1) 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

変更なし- 省略

(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設発生土の取扱い

変更なし- 省略

イ 異物混入の防止

変更なし- 省略

ウ 建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

エ 有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。

(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)

オ 工事中に土壌汚染の疑いが生じた場合は、監督員に直ちに報告し、対応について協議を行う。

1.1.13
工事实績情報システム(コリンズ)の登録

工事の契約金額が500万円以上の場合は、工事实績情報システム(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行い、登録内容を証明する資料を監督員に提出する。

なお、登録手続については、標準仕様書1.1.1.7による。

1.1.14
過積載の防止

標準仕様書1.1.1.17によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)による。

また、受注者は、都が工事等を発注する建設等事業場について過積載の実態を調査し、

1.1.15 日雇労働者 の雇用	過積載防止対策実施状況調査（巡回）に協力する。 標準仕様書 <u>1.1.1.22</u> による。
1.1.17 関係法令等 の遵守	標準仕様書 <u>1.1.1.18</u> によるほか、次による。 工事の着手、 <u>施工及び完了</u> に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。
1.1.18 実施工程表	標準仕様書 <u>1.1.2.1</u> による。
1.1.19 施工計画書	標準仕様書 <u>1.1.2.2</u> による。
1.1.20 施工図等	標準仕様書 <u>1.1.2.3</u> による。
1.1.21 工事報告書等	標準仕様書 <u>1.1.2.4</u> による。
1.1.22 不当介入に対 する通報報告	標準仕様書 <u>1.1.1.25</u> による。
1.1.24 工事の一時中 止に係る事項	標準仕様書 <u>1.1.1.13</u> による。

第2節 工事現場管理

1.2.1 工事現場管理	<p>1. 受注者は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意する。</p> <p>また、工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、共通仕様書のほか、標準仕様書、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）その他の関係法令等に従って行い、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に務める。</p> <p>なお、上記に伴う費用は受注者の負担とする。</p> <p>2. 工程表の作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示され</p>
-----------------	--

た他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である 15 日から 20 日間程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。

工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時にしゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」による。

1.2.2
現場代理人、監
理技術者等

標準仕様書 1.1.1.5 によるほか、次による。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略

1.2.4
施工体制等
について

- 1 変更なし- 省略
- 2 施工体制台帳の提出等

(1) 標準仕様書 1.1.1.10 によるほか、施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合において、オペレーター付きリース下請負契約等についても記載するものとする。

- (2) 変更なし- 省略

1.2.5
建設機械
の使用

標準仕様書 1.1.5.6 及び 1.1.5.7 による。なお、施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.2.6
ディーゼル自
動車、建設機械
等の燃料

標準仕様書 1.1.3.14 による。

1.2.7
環境により良い自動車の利用

標準仕様書1.1.3.15による。

1.2.9
安全確保

標準仕様書1.1.3.6及び1.1.3.8によるほか、次による。
足場の使用時には、原則として、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻側について手すり、中さん及び幅木を設置する。
また、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立て等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等が行う。

第3節 機器及び材料

1.3.1
機材の品質等

標準仕様書1.1.4.2によるほか、次の定めによる。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略

1.3.3
機材の検査

各種材料の検査等については、標準仕様書1.1.4.4によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）による。

1.3.8
機材等の搬入

標準仕様書1.1.4.3によるほか、次の定めによる。

機材等の搬入に当たっては、簡易梱包に努め、梱包材の削減に努める。

1.3.9
機材等の保管

標準仕様書1.1.4.5による。

1.3.10
環境への配慮

標準仕様書1.1.4.1によるほか、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に定める特別物品、特定調達品目（以下「環境物等」という。）の調達は、原則として次による。
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略

- 3 変更なし- 省略
- 4 変更なし- 省略
- 5 変更なし- 省略

第9節 記 録

1.9.1
工事の記録
等

- 1 変更なし- 省略
- 2 標準仕様書1.1.2.4によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づき、工事完了時に電子データで提出する。
- 3 変更なし- 省略

第2章 電力設備工事

第1節 機 材

2.1.2
電線類

電線類の呼称、規格及び略号は、標準仕様書2.1.1.1に規定するもののほか、表2.1.1による。

表2.1.1 電 線 類

呼 称	規 格	略号	備 考
EM-分岐付ケーブル	JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル	EM-MB	

2.1.3
合成樹脂製
可とう電線管
及び付属品

合成樹脂製可とう電線管（PF）は、単層管（波付管）とし、PF管、CD管及び付属品の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.2.2による。

2.1.4
プルボックス

プルボックスは、標準仕様書2.1.2.6によるほか、次による。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略

2.1.6

配線器具の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.3.1に規定するもののほか、次による。

配線器具

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略

2.1.13
地中ケーブル
保護材料

地中ケーブル保護材料の呼称及び規格は、標準仕様書 2.1.18.5 によるほか表 2.1.9 による。

表 2.1.9 地中ケーブル保護材料

呼 称	規 格	備 考
ヒ ュ ー ム 管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品	B 形・ラバージョイ ント (HP)
コンクリートトラフ		
ケ ー ブ ル 保 護 用 合 成 樹 脂 被 覆 鋼 管	JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	(GLT)

第 2 節 施 工

2.2.1
電線の接続

電線の接続に当たっては、標準仕様書 2.2.1.1 及び標準仕様書 2.2.10.4.2 によるほか、次による。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略

2.2.2
電線の色別

電線の色別は、標準仕様書 2.2.1.3 の表 2.1.1 によるほか、次による。

- 1 変更なし- 省略
- 2 変更なし- 省略

2.2.6
絶縁抵抗

標準仕様書 2.2.18.2 による。

第5節 ケーブル配線

2.5.1 ケーブルの敷設
標準仕様書 2.2.10.4 によるほか、次による。
1 変更なし- 省略
2 変更なし- 省略

2.5.2 ケーブルラックの敷設
標準仕様書 2.2.10.1 による。

2.5.3 位置ボックス及びジョイントボックス等
標準仕様書 2.2.10.2 による。

第10節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通

2.10.3 接 続
標準仕様書 2.2.10.4.2 による。

第13節 電気自動車用充電設備

2.13.1 一般事項
電気自動車用充電設備（以下「EV充電設備」という。）は、引込柱、引込盤、分電盤、EV充電設備用コンセント、EV充電設備用自立ポールから構成するものとし、標準仕様書 2.1.14 による。ただし、充電コネクタと一体でないEV充電設備の仕様については設計図による。

第3章 通信・情報設備工事

第3節 施 工

3.3.1 使用電線
使用する電線は、環境配慮型の電線又はケーブルとする。

3.3.4 絶縁抵抗
標準仕様書 2.2.18.2 による。

第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線

3.4.2
位置ボックス
プルボックス

位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは表3.4.1によるほか、標準仕様書6.2.2.6の表2.2.1及び表2.2.2を準用する。

表3.4.1 位置ボックスの使用区分

用途	配管状況	ボックスの種別	備考
壁掛け形時計 壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合
天井埋込み形 スピーカ	配管(22)又は E25以下で4本 以下	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	二重天井の場合のみ
壁掛け形表示器	—	同上	
電話コンセント	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合
テレビ・FM端子	同軸ケーブル1 本を引入れ1又は 2本引き出すもの	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合
情報コンセント	—	特記ボックス	電話、テレビ端子等を 同一箇所に設ける 場合
押しボタン	送りとなる場所	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合
	1～3個の場合 で末端の場合	1個用スイッチボック ス深さ44mm	

(注) 配管(28又は31以下)を5本以上接続するボックス又はインサート、フィクス
チュアスタンド等を取り付けるボックスは、大形4角コンクリートボックス又は大
形4角アウトレットボックスで、深さ75mm又は54mmのものを使用する。

第4章 防災設備工事

第2節 機器及び材料

4.2.1
電線類

電線類の呼称、規格番号、規格名称及び略号は、標準仕様書2.1.1.1による。

4.2.5
共同住宅用

標準仕様書6.1.18による。

非常警報設備
機器

4.2.6
自動閉鎖
装置等機器

標準仕様書6.1.17によるほか、次による。

- 1 変更なし-省略
- 2 変更なし-省略
- 3 変更なし-省略
- 4 変更なし-省略
- 5 変更なし-省略

4.2.7
ガス漏れ火災
警報装置

標準仕様書6.1.19による。

第3節 施 工

4.3.4
絶縁抵抗

標準仕様書2.2.18.2による。

第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線

位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは、表4.4.1によるほか、標準仕様書6.2.2.6の表2.2.1及び表2.2.2を準用する。

表4.4.1 位置ボックスの使用区分

用 途	配 管 状 況	ボックスの種別	備 考
スポット形感知器	配管 22 mm以下で 4本以下	8角又は中型4角コンクリートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の場合
	—	中形4角アウトレットボックス深さ 44 mm	二重天井の場合
住宅用火災警報器	—	8角又は中型4角コンクリートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の場合(AC電源)
P形発信機	配管 16 mm 1本	大形4角アウトレットボックス深さ 54 mm	
試 験 器	—	1個用スイッチボックス深さ 44 mm	
防火戸自動閉鎖器	—	中形4角アウトレットボックス深さ 54 mm	

壁掛け用スピー カ	—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	
天井埋込み形 スピーカ	配管 22 mm以下で 4本以下	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	二重天井の 場合のみ

(注) 住戸内に設置する感知器で送り端子で接続できる場合は、スラブ天井であっても位置ボックスの取付けを省略できる。

第12節 非常コンセント設備

4.12.3 試験

試験は、関係法令等にとり、実施する。

- 1 自家発電設備の機材試験は標準仕様書 5.1.10による。
- 2 自家発電機設備の施工後の試験は以下による。
 - (1) 外観確認
変更なし-省略
 - (2) 始動停止試験
変更なし-省略
 - (3) 保護装置試験
変更なし-省略
 - (4) 絶縁抵抗試験（電路のみ）
標準仕様書 2.2.18.2による。
 - (5) 接地抵抗試験
 - (6) 騒音測定
 - (7) 非常コンセントの端子電圧試験

第5章 雷保護設備工事

第1節 一般事項

雷保護設備は、次による。

- 1 標準仕様書 2.2.17及び規格（JIS A 4201:2003、JIS A 4201:1992 又は JIS Z 9290-3:2019）による。

また、補助鉄筋への溶接は設計図及び詳細図集による。

- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略
- 4 変更なし- 省略

第6章 太陽光発電設備工事

第1節 一般事項

- 1 太陽光発電設備は、標準仕様書5.1.7「太陽光発電装置」によるほか、電気設備の技術基準の解釈第8章「分散型電源の系統連系設備」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（経済産業省・資源エネルギー庁）及び「分散型電源系統連系技術指針」（日本電気協会）を適用する。
- 2 変更なし- 省略
- 3 変更なし- 省略
- 4 変更なし- 省略
- 5 変更なし- 省略
- 6 変更なし- 省略
- 7 変更なし- 省略
- 8 変更なし- 省略

第2節 施 工

6.2.1 試験及び 試運転調整

- 1 装置の標準試験
標準仕様書5.1.10.4における各試験項目の工場試験成績書を監督員に提出し、承諾を得る。
- 2 変更なし- 省略

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項		
第1節 一般事項		第1節 一般事項		
1.1.1 適用範囲	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 この共通仕様書の適用の優先順位は、標準仕様書1.1.1(3)の「エ 図面」と「オ 標準仕様書」との中間の順位とする。</p>	1.1.1 適用範囲	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 この共通仕様書の適用の優先順位は、標準仕様書1.1.1(3)の「エ 図面」と「オ 標準仕様書」との中間の順位とする。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.2 用語の定義	<p>住 宅：都営住宅をいう。</p> <p>中層住宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。</p> <p>高層住宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。</p> <p>超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。</p> <p>附帯施設：集会所、受水槽、電気室等をいう。</p> <p>併存施設：保育所、児童館、図書館、各区市施設等をいう。</p> <p>機材の品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために、試験方法も含めて定めた基準（以下「品質・性能基準」という。）をいう。</p> <p>書 面：標準仕様書1.1.2による。</p>	1.1.2 用語の定義	<p>住 宅：都営住宅をいう。</p> <p>中層住宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。</p> <p>高層住宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。</p> <p>超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。</p> <p>附帯施設：集会所、受水槽、電気室等をいう。</p> <p>併存施設：保育所、児童館、図書館、各区市施設等をいう。</p> <p>機材の品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために、試験方法も含めて定めた基準（以下「品質・性能基準」という。）をいう。</p> <p>書 面：標準仕様書1.1.2による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.3 工事の下請負	<p>標準仕様書1.1.6によるほか、下請負人との契約及び下請負代金の支払は、責任をもって適正に行う。</p>	1.1.3 工事の下請負	<p>標準仕様書1.1.6によるほか、下請負人との契約及び下請負代金の支払は、責任をもつて適正に行う。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.4 疑義に対する協議等	<p>標準仕様書1.1.12による。</p>	1.1.4 疑義に対する協議等	<p>標準仕様書1.1.12による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.8 書面の書式及び取扱い	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」</p>	1.1.8 書面の書式及び取扱い	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている「監督員の承諾」、</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>1.1.9 保険の加入 及び事故の 補償</p> <p>標準仕様書1.1.19によるほか、次による。 受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し等を監督員に提示又は提出する。</p> <p>※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>1.1.12 建設副産物 の処理</p> <p>標準仕様書1.1.16によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「<u>コブリス・プラス</u>」という。）により再生資源利用計画書を作成する。</p>	<p>1.1.9 保険の加入 及び事故の 補償</p> <p>標準仕様書1.1.19によるほか、次による。 受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し等を監督員に提示又は提出する。</p> <p>※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>1.1.12 建設副産物 の処理</p> <p>標準仕様書1.1.16によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「<u>COBRIS</u>」という。）により再生資源利用計画書を作成する。</p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書・特記仕様書に合わせて修正</p>

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>(ア) 土砂を搬入する工事</p> <p>(イ) 砕石を搬入する工事</p> <p>(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、<u>コブリス・プラス</u>により再生資源利用促進計画書を作成する。</p> <p>(ア) 建設発生土を搬出する工事</p> <p>(イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</p> <p>(ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト <u>又は</u> その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m³以上搬出する場合）</p> <p>（変更なしー省略）</p> <p><u>オ 告知書</u></p> <p><u>カ 建設リサイクル法第13条及び省令7条に基づく書類</u></p> <p><u>キ 汚染土壌の処理</u></p> <p>（変更なしー省略）</p> <p>(4) （変更なしー省略）</p> <p>(5) （変更なしー省略）</p> <p>(6) 工事情報の登録等</p> <p>本工事は、<u>コブリス・プラス</u>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<u>コブリス・プラス</u>にデータの入力を行い、その都度「<u>コブリス・プラス登録済確認書</u>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。</p> <p>また、受注者は、<u>コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページ</u>に公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画</p>	<p>(ア) 土砂を搬入する工事</p> <p>(イ) 砕石を搬入する工事</p> <p>(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成する。</p> <p>(ア) 建設発生土を搬出する工事</p> <p>(イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</p> <p>(ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m³以上搬出する場合）</p> <p>（変更なしー省略）</p> <p>ホ 汚染土壌の処理</p> <p>（変更なしー省略）</p> <p>(4) （変更なしー省略）</p> <p>(5) （変更なしー省略）</p> <p>(6) 工事情報の登録等</p> <p>本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。</p> <p>また、受注者は、COBRIS <u>又は</u> 国土交通省 HP に公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、</p>	

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。</p> <p>なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) (変更なしー省略)</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認</p> <p>建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書</p> <p>受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>(変更なしー省略)</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書</p> <p>受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>(変更なしー省略)</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書</p> <p>工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p>(ウ) 現場内で分別を行わない場合</p> <p><u>エ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）</u></p>	<p>監督員に提出するとともにその内容を説明する。</p> <p>なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) (変更なしー省略)</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認</p> <p>建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>(変更なしー省略)</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>(変更なしー省略)</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書</p> <p>工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p>(ウ) 主砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合</p> <p>(エ) 砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調</p>	

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>(9) (変更なしー省略)</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (変更なしー省略)</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア 建設発生土の取扱い (変更なしー省略)</p> <p>イ 異物混入の防止 (変更なしー省略)</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<u>コブリス・プラス</u>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物<u>を売渡する場合</u></p> <p>売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、建設廃棄物として処分する場合は、<u>適切に処理すること。</u></p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照すること。)</p> <p>オ (変更なしー省略)</p>	<p>整碎石は除く。)</p> <p>(4) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合 (N7 (旧D))</p> <p>交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する。)</p> <p>(4) 現場内で分別を行わない場合</p> <p>(9) (変更なしー省略)</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (変更なしー省略)</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア 建設発生土の取扱い (変更なしー省略)</p> <p>イ 異物混入の防止 (変更なしー省略)</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<u>COBRIS</u>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物<u>の取扱い</u></p> <p>建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売り渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</p> <p>また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、特記による。</p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照すること。)</p>	

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.1.13 工事実績情報システム (コリンズ) の登録	<p>工事の契約金額が 500 万円以上の場合は、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行い、登録内容を証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、登録手続については、標準仕様書 1.1.1.7 による。</p>	1.1.13 工事実績情報の登録	<p>オ（変更なしー省略）</p> <p>工事の契約金額が 500 万円以上の場合は、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行い、登録内容を証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、登録手続については、標準仕様書 1.1.7 による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.14 過積載の防止	<p>標準仕様書 1.1.1.17 によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）による。</p> <p>また、受注者は、都が工事等を発注する建設等事業場について過積載の実態を調査し、過積載防止対策実施状況調査（巡回）に協力する。</p>	1.1.14 過積載の防止	<p>標準仕様書 1.1.17 によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）による。</p> <p>また、受注者は、都が工事等を発注する建設等事業場について過積載の実態を調査し、過積載防止対策実施状況調査（巡回）に協力する。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.15 日雇労働者の雇用	<p>標準仕様書 1.1.1.22 による。</p>	1.1.15 日雇労働者の雇用	<p>標準仕様書 1.1.22 による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.17 関係法令等の遵守	<p>標準仕様書 1.1.1.18 によるほか、次による。</p> <p>工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	1.1.17 関係法令等の遵守	<p>標準仕様書 1.1.18 によるほか、次による。</p> <p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	財務局標準仕様書・特記仕様書に合わせて修正
1.1.18 実施工程表	<p>標準仕様書 1.1.2.1 による。</p>	1.1.18 実施工程表	<p>標準仕様書 1.2.1 による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.19 施工計画書	<p>標準仕様書 1.1.2.2 による。</p>	1.1.19 施工計画書	<p>標準仕様書 1.2.2 による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.20 施工図等	<p>標準仕様書 1.1.2.3 による。</p>	1.1.20 施工図等	<p>標準仕様書 1.2.3 による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.1.21 工事報告書等	標準仕様書1.1.2.4による。	1.1.21 工事報告書等	標準仕様書1.2.4による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.22 不当介入に対する通報報告	標準仕様書1.1.1.25による。	1.1.22 不当介入に対する通報報告	標準仕様書1.1.25による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.24 工事の一時中止に係る事項	標準仕様書1.1.1.13による。	1.1.24 工事の一時中止に係る事項	標準仕様書1.1.13による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
第2節 工事現場管理		第2節 工事現場管理		
1.2.1 工事現場管理	<p>1 受注者は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意する。</p> <p>また、工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、共通仕様書のほか、標準仕様書、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）その他の関係法令等に従って行い、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に務める。</p> <p><u>なお</u>、上記に伴う費用は受注者の負担とする。</p> <p>2 工程表の作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である15日から20日間程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。</p> <p><u>概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とする</u> <u>こと。</u></p>	1.2.1 工事現場管理	<p>受注者は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意する。</p> <p>また、工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、共通仕様書のほか、標準仕様書、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）その他の関係法令等に従って行い、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に務める。</p> <p>また、上記に伴う費用は受注者の負担とする。</p> <p>なお、工程表作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、概成工期（全体工期から別途関連工事による設備工事等に必要調整期間である15日から20日間程度を差し引いた期間）を確認した上で、作成すること。</p>	財務局特記仕様書に合わせて修正

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p><u>工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。</u></p> <p><u>なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。</u></p> <p><u>※ 概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」による。</u></p> <p>標準仕様書1.1.1.5によるほか、次による。</p> <p>1.2.2 現場代理人、監理技術者等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (変更なしー省略) 2 (変更なしー省略) <p>1.2.4 施工体制等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (変更なしー省略) 2 施工体制台帳の提出等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 標準仕様書1.1.1.10によるほか、施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合において、オペレーター付きリース下請負契約等についても記載するものとする。 (2) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名及び工期を記載する。 <p>1.2.5 建設機械の使用</p> <p>標準仕様書1.1.5.6及び1.1.5.7による。<u>なお、施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。</u></p>	<p>1.2.2 現場代理人、監理技術者等</p> <p>標準仕様書1.1.5によるほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (変更なしー省略) 2 (変更なしー省略) <p>1.2.4 施工体制等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (変更なしー省略) 2 施工体制台帳の提出等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 標準仕様書1.1.10によるほか、施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合において、オペレーター付きリース下請負契約等についても記載するものとする。 (2) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名及び工期を記載する。 <p>1.2.5 建設機械の使用</p> <p>標準仕様書1.5.5及び1.5.6による。ただし、標準仕様書1.5.5において特記に示す建設機械は次の建設機械をいい、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。</p> <p>1 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5kW～260kW）^(**)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。） (5) 空気圧縮機（可搬式） (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） 	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書にて明記されたため修正特記仕様書に合わせた文言追加</p>

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.2.6 ディーゼル 自動車、建設 機械等の燃 料	標準仕様書1.3.14による。	1.2.6 ディーゼル 自動車、建設 機械等の燃 料	<p>(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）</p> <p>(8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）</p> <p>※道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によるガス規制を受けている建設機械は除く。</p> <p>2 標準仕様書1.5.6における特記に示す建設機械は、次の建設機械をいい、低騒音型建設機械を用いるものとする。</p> <p>(1) バックホウ</p> <p>(2) クラムシェル</p> <p>(3) トラクターショベル</p> <p>(4) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン</p> <p>(5) 油圧式杭圧入引抜機</p> <p>(6) アースオーガ</p> <p>(7) オールケーシング掘削機</p> <p>(8) アースドリル</p> <p>(9) ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ</p> <p>(10) アスファルトフィニッシャー</p> <p>(11) 空気圧縮機</p> <p>(12) 発動発電機</p> <p>3 次の建設機械は、低振動型建設機械を用いるものとする。</p> <p>(1) バイプロハンマ</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.2.7 環境により 良い自動車	標準仕様書1.3.15による。	1.2.7 環境により 良い自動車	標準仕様書1.3.15による。	財務局標準仕様書に合わせて修正

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
の利用		利用		
1.2.9 安全確保	<p>標準仕様書1.1.3.6及び1.1.3.8によるほか、次による。 足場の使用時には、原則として、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻側について手すり、中さん及び幅木を設置する。</p> <p>また、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立て等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等が行う。</p> <p style="text-align: center;">第3節 機器及び材料</p>	1.2.9 安全確保	<p>標準仕様書1.3.6及び1.3.8によるほか、次による。 足場の使用時には、原則として、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻側について手すり、中さん及び幅木を設置する。</p> <p>また、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立て等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等が行う。</p> <p style="text-align: center;">第3節 機器及び材料</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.3.1 機材の品質等	<p>標準仕様書1.1.4.2によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略） 3 （変更なしー省略）</p>	1.3.1 機材の品質等	<p>標準仕様書1.4.2によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略） 3 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.3.3 機材の検査	<p>各種材料の検査等については、標準仕様書1.1.4.4によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）による。</p>	1.3.3 機材の検査	<p>各種材料の検査等については、標準仕様書1.4.4によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.3.8 機材等の搬入	<p>標準仕様書1.1.4.3によるほか、次の定めによる。</p> <p>機材等の搬入に当たっては、簡易梱包に努め、梱包材の削減に努める。</p>	1.3.8 機材等の搬入	<p>標準仕様書1.4.3によるほか、次の定めによる。</p> <p>機材等の搬入に当たっては、簡易梱包に努め、梱包材の削減に努める。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.3.9 機材等の保管	<p>標準仕様書1.1.4.5による。</p>	1.3.9 機材等の保管	<p>標準仕様書1.4.5による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.3.10 環境への配慮	<p>標準仕様書1.1.4.1によるほか、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に定める特別物品、特定調達品目（以下「環境物等」という。）の調達は、原則として次による。「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p>	1.3.10 環境への配慮	<p>標準仕様書1.4.1によるほか、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に定める特別物品、特定調達品目（以下「環境物等」という。）の調達は、原則として次による。「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正

改定（新）		現行（旧）		摘要																
1.9.1 工事の記録等	<p>2 (変更なしー省略)</p> <p>3 (変更なしー省略)</p> <p>4 (変更なしー省略)</p> <p>5 (変更なしー省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 記 録</p> <p>1 (変更なしー省略)</p> <p>2 標準仕様書1.1.2.4によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づき、工事完了時に電子データで提出する。</p> <p>3 (変更なしー省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 電力設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 機 材</p>	1.9.1 工事の記録等	<p>2 (変更なしー省略)</p> <p>3 (変更なしー省略)</p> <p>4 (変更なしー省略)</p> <p>5 (変更なしー省略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 記 録</p> <p>1 (変更なしー省略)</p> <p>2 標準仕様書1.2.4によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づき、工事完了時に電子データで提出する。</p> <p>3 (変更なしー省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 電力設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 機 材</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																
2.1.2 電線類	<p>電線類の呼称、規格及び略号は、標準仕様書2.1.1.1に規定するもののほか、表2.1.1による。</p> <p style="text-align: center;">表2.1.1 電 線 類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">呼 称</th> <th style="width: 25%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">略号</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EM-分岐付ケーブル</td> <td>JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル</td> <td>EM-MB</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	略号	備 考	EM-分岐付ケーブル	JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル	EM-MB		2.1.2 電線類	<p>電線類の呼称、規格及び略号は、標準仕様書1.4.6.1に規定するもののほか、表2.1.1による。</p> <p style="text-align: center;">表2.1.1 電 線 類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">呼 称</th> <th style="width: 25%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">略号</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EM-分岐付ケーブル</td> <td>JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル</td> <td>EM-MB</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	略号	備 考	EM-分岐付ケーブル	JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル	EM-MB		財務局標準仕様書に合わせて修正
呼 称	規 格	略号	備 考																	
EM-分岐付ケーブル	JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル	EM-MB																		
呼 称	規 格	略号	備 考																	
EM-分岐付ケーブル	JCS 4427 600V EM 分岐付ケーブル	EM-MB																		
2.1.3 合成樹脂製可とう電線管及び付属品	<p>合成樹脂製可とう電線管（PF）は、単層管（波付管）とし、PF管、CD管及び付属品の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.2.2による。</p>	2.1.3 合成樹脂製可とう電線管及び付属品	<p>合成樹脂製可とう電線管（PF）は、単層管（波付管）とし、PF管、CD管及び付属品の呼称及び規格は、標準仕様書1.4.6.2.2による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																
2.1.4 プルボックス	<p>プルボックスは、標準仕様書2.1.2.6によるほか、次による。</p> <p>1 (変更なしー省略)</p>	2.1.4 プルボックス	<p>プルボックスは、標準仕様書1.4.6.2.6によるほか、次による。</p> <p>1 (変更なしー省略)</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																

改定（新）		現行（旧）		摘要																						
2.1.6 配線器具	<p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p> <p>配線器具の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.3.1に規定するもののほか、次による。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	2.1.6 配線器具	<p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p> <p>配線器具の呼称及び規格は、標準仕様書1.4.6.3に規定するもののほか、次による。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																						
2.1.13 地中ケーブル保護材料	<p>地中ケーブル保護材料の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.18.5によるほか表2.1.9による。</p> <p style="text-align: center;">表 2.1.9 地中ケーブル保護材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">呼 称</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒ ュ ー ム 管</td> <td rowspan="2">JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品</td> <td>B形・ラバージョイント (HP)</td> </tr> <tr> <td>コンクリートトラフ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管</td> <td>JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管</td> <td>(GLT)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2節 施 工</p>	呼 称	規 格		備 考	ヒ ュ ー ム 管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品	B形・ラバージョイント (HP)	コンクリートトラフ		ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	(GLT)	2.1.13 地中ケーブル保護材料	<p>地中ケーブル保護材料の呼称及び規格は、標準仕様書2.1.16.5によるほか表2.1.9による。</p> <p style="text-align: center;">表 2.1.9 地中ケーブル保護材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">呼 称</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒ ュ ー ム 管</td> <td rowspan="2">JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品</td> <td>B形・ラバージョイント (HP)</td> </tr> <tr> <td>コンクリートトラフ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管</td> <td>JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管</td> <td>(GLT)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2節 施 工</p>	呼 称	規 格	備 考	ヒ ュ ー ム 管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品	B形・ラバージョイント (HP)	コンクリートトラフ		ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	(GLT)
呼 称	規 格	備 考																								
ヒ ュ ー ム 管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品	B形・ラバージョイント (HP)																								
コンクリートトラフ																										
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	(GLT)																								
呼 称	規 格	備 考																								
ヒ ュ ー ム 管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋 コンクリート製品	B形・ラバージョイント (HP)																								
コンクリートトラフ																										
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	(GLT)																								
2.2.1 電線の接続	<p>電線の接続に当たっては、標準仕様書2.2.1.1及び標準仕様書2.2.10.4.2によるほか、次による。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	2.2.1 電線の接続	<p>電線の接続に当たっては、標準仕様書2.2.1.1及び標準仕様書2.2.10.4.2によるほか、次による。</p> <p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																						
2.2.2 電線の色別	<p>電線の色別は、標準仕様書2.2.1.3の表2.1.1によるほか、次による。</p> <p>1 多極スイッチ用の配線は、監督員の承諾を得て色別する。</p> <p>2 蓄電池内蔵型の非常用照明器具及び誘導灯の充電回路は、テープ等により表示を行う。</p>	2.2.2 電線の色別	<p>電線の色別は、標準仕様書2.2.1.3の表2.2.1によるほか、次による。</p> <p>1 多極スイッチ用の配線は、監督員の承諾を得て色別する。</p> <p>2 蓄電池内蔵型の非常用照明器具及び誘導灯の充電回路は、テープ等により表示を行う。</p>		財務局標準仕様書に合わせて修正																					

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
2.2.6 絶縁抵抗	標準仕様書2.2.18. <u>2</u> による。	2.2.6 絶縁抵抗	標準仕様書2.2.18. 1 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
第5節 ケーブル配線		第5節 ケーブル配線		
2.5.1 ケーブルの敷設	標準仕様書2.2.10. <u>4</u> によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略）	2.5.1 ケーブルの敷設	標準仕様書2.2.10. 1 によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略）	財務局標準仕様書に合わせて修正
2.5.2 ケーブルラックの敷設	標準仕様書2.2.10. <u>1</u> による。	2.5.2 ケーブルラックの敷設	標準仕様書2.2.10. 2 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
2.5.3 位置ボックス及びジョイントボックス等	標準仕様書2.2.10. <u>2</u> による。	2.5.3 位置ボックス及びジョイントボックス等	標準仕様書2.2.10. 3 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
第10節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通		第10節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通		
2.10.3 接 続	標準仕様書2.2.10. <u>4</u> .2による。	2.10.3 接 続	標準仕様書2.2.10. 1 .2による。	財務局標準仕様書に合わせて修正
第13節 電気自動車用充電設備		第13節 電気自動車用充電設備		
2.13.1 一 般 事 項	電気自動車用充電設備（以下「EV充電設備」という。）は、引込柱、引込盤、分電盤、EV充電設備用コンセント、EV充電設備用自立ポールから構成するものとし、標準仕様書2.1. <u>14</u> による。 <u>ただし、充電コネクタと一体でないEV充電設備の仕様については設計図による。</u>	2.13.1 一 般 事 項	電気自動車用充電設備（以下「EV充電設備」という。）は、引込柱、引込盤、分電盤、EV充電設備用コンセント、EV充電設備用自立ポールから構成するものとし、標準仕様書2.1. 13 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正

改定（新）		現行（旧）		摘要																																																																				
<p>第3章 通信・情報設備工事</p> <p>第3節 施 工</p> <p>3.3.1 使用電線 使用する電線は、<u>環境配慮型</u>の電線又はケーブルとする。</p> <p>3.3.4 絶縁抵抗 標準仕様書2.2.18. <u>2</u>による。</p> <p>第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線</p> <p>3.4.2 位置ボックス 位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは表3.4.1によるほか、標準仕様書<u>6.2.2.6</u>の表<u>2.2.1</u>及び表<u>2.2.2</u>を準用する。</p> <p>表3.4.1 位置ボックスの使用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>配管状況</th> <th>ボックスの種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ</td> <td>—</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>天井埋込み形 スピーカ</td> <td>配管（22）又は E25以下で4本以下</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>二重天井の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>壁掛け形表示器</td> <td>—</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話コンセント</td> <td>—</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>テレビ・FM端子</td> <td>同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>情報コンセント</td> <td>—</td> <td>特記ボックス</td> <td>電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">押しボタン</td> <td>送りとなる場所</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td rowspan="2">壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>1～3個の場合で 末端の場合</td> <td>1個用スイッチボック ス深さ44mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）配管（28又は31以下）を5本以上接続するボックス又はインサート、フィクス チュアスタンド等を取り付けるボックスは、大形4角コンクリートボックス又は大 形4角アウトレットボックスで、深さ75mm又は54mmのものを使用する。</p>		用途	配管状況	ボックスの種別	備考	壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	天井埋込み形 スピーカ	配管（22）又は E25以下で4本以下	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	二重天井の場合のみ	壁掛け形表示器	—	同 上		電話コンセント	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	テレビ・FM端子	同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	情報コンセント	—	特記ボックス	電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合	押しボタン	送りとなる場所	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	1～3個の場合で 末端の場合	1個用スイッチボック ス深さ44mm	<p>第3章 通信・情報設備工事</p> <p>第3節 施 工</p> <p>3.3.1 使用電線 使用する電線は、ビニル電線又はケーブルとする。</p> <p>3.3.4 絶縁抵抗 標準仕様書2.2.18. 1による。</p> <p>第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線</p> <p>3.4.2 位置ボックス 位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは表3.4.1によるほか、標準仕様書の表6.2.2及び表6.2.3を準用する。</p> <p>表3.4.1 位置ボックスの使用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>配管状況</th> <th>ボックスの種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ</td> <td>—</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>天井埋込み形 スピーカ</td> <td>配管（22）又は E25以下で4本以下</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>二重天井の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>壁掛け形表示器</td> <td>—</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話コンセント</td> <td>—</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>テレビ・FM端子</td> <td>同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td>壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>情報コンセント</td> <td>—</td> <td>特記ボックス</td> <td>電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">押しボタン</td> <td>送りとなる場所</td> <td>中形4角アウトレット ボックス深さ44mm</td> <td rowspan="2">壁付けの場合</td> </tr> <tr> <td>1～3個の場合で 末端の場合</td> <td>1個用スイッチボック ス深さ44mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）配管（28又は31以下）を5本以上接続するボックス又はインサート、フィクス チュアスタンド等を取り付けるボックスは、大形4角コンクリートボックス又は大 形4角アウトレットボックスで、深さ75mm又は54mmのものを使用する。</p>		用途	配管状況	ボックスの種別	備考	壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	天井埋込み形 スピーカ	配管（22）又は E25以下で4本以下	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	二重天井の場合のみ	壁掛け形表示器	—	同 上		電話コンセント	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	テレビ・FM端子	同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	情報コンセント	—	特記ボックス	電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合	押しボタン	送りとなる場所	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合	1～3個の場合で 末端の場合	1個用スイッチボック ス深さ44mm	<p>使用資材を 環境配慮型 へ修正</p> <p>財務局標準 仕様書に合 わせて修正</p> <p>財務局標準 仕様書に合 わせて修正</p>
用途	配管状況	ボックスの種別	備考																																																																					
壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
天井埋込み形 スピーカ	配管（22）又は E25以下で4本以下	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	二重天井の場合のみ																																																																					
壁掛け形表示器	—	同 上																																																																						
電話コンセント	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
テレビ・FM端子	同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
情報コンセント	—	特記ボックス	電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合																																																																					
押しボタン	送りとなる場所	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
	1～3個の場合で 末端の場合	1個用スイッチボック ス深さ44mm																																																																						
用途	配管状況	ボックスの種別	備考																																																																					
壁掛け形子時計 壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
天井埋込み形 スピーカ	配管（22）又は E25以下で4本以下	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	二重天井の場合のみ																																																																					
壁掛け形表示器	—	同 上																																																																						
電話コンセント	—	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
テレビ・FM端子	同軸ケーブル1本 を引入れ1又は2 本引き出すもの	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
情報コンセント	—	特記ボックス	電話、テレビ端子等 を同一箇所に設ける 場合																																																																					
押しボタン	送りとなる場所	中形4角アウトレット ボックス深さ44mm	壁付けの場合																																																																					
	1～3個の場合で 末端の場合	1個用スイッチボック ス深さ44mm																																																																						

改定（新）		現行（旧）		摘要								
第4章 防災設備工事 第2節 機器及び材料		第4章 防災設備工事 第2節 機器及び材料										
4.2.1 電線類	電線類の呼称、規格番号、規格名称及び略号は、標準仕様書 <u>2.1.1.1</u> による。	4.2.1 電線類	電線類の呼称、規格番号、規格名称及び略号は、標準仕様書 1.4.6.1 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正								
4.2.5 共同住宅用 非常警報設 備機器	標準仕様書6.1. <u>18</u> による。	4.2.5 共同住宅用 非常警報設 備機器	標準仕様書6.1. 19 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正								
4.2.6 自動閉鎖 装置等機器	標準仕様書6.1. <u>17</u> によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略） 3 （変更なしー省略） 4 （変更なしー省略） 5 （変更なしー省略）	4.2.6 自動閉鎖 装置等機器	標準仕様書6.1. 18 によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略） 3 （変更なしー省略） 4 （変更なしー省略） 5 （変更なしー省略）	財務局標準仕様書に合わせて修正								
4.2.7 ガス漏れ火 災警報装置	標準仕様書6.1. <u>19</u> による。	4.2.7 ガス漏れ火 災警報装置	標準仕様書6.1. 20 による。	財務局標準仕様書に合わせて修正								
第3節 施 工		第3節 施 工										
4.3.4 絶縁抵抗	標準仕様書2.2.18. <u>2</u> による。	4.3.4 絶縁抵抗	標準仕様書2.2.18. + による。	財務局標準仕様書に合わせて修正								
第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線		第4節 金属管配線及び合成樹脂管配線										
4.4.2 位置ボック スプルボッ ク ス	位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは、表4.4.1によるほか、標準仕様書 <u>6.2.2.6</u> の表 <u>2.2.1</u> 及び表 <u>2.2.2</u> を準用する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表4.4.1 位置ボックスの使用区分</caption> <tr> <td>用 途</td> <td>配 管 状 況</td> <td>ボックスの種別</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	用 途	配 管 状 況	ボックスの種別	備 考	4.4.2 位置ボック スプルボッ ク ス	位置ボックス、プルボックス等の使用区分について、特記のないときは、表4.4.1によるほか、標準仕様書の表 6.2.2 及び表 6.2.3 を準用する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表4.4.1 位置ボックスの使用区分</caption> <tr> <td>用 途</td> <td>配 管 状 況</td> <td>ボックスの種別</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	用 途	配 管 状 況	ボックスの種別	備 考	財務局標準仕様書に合わせて修正
用 途	配 管 状 況	ボックスの種別	備 考									
用 途	配 管 状 況	ボックスの種別	備 考									

改定（新）				現行（旧）				摘要
4.12.3 試験	スポット形感知器	配管 22 mm以下で 4本以下	8角又は中型4角コンクリ ートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の 場合	スポット形感知器	配管 22 mm以下で 4本以下	8角又は中型4角コンクリ ートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の 場合
		—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	二重天井の 場合		—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	二重天井の 場合
	住宅用火災警報器	—	8角又は中型4角コンクリ ートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の 場合(AC電源)	住宅用火災警報器	—	8角又は中型4角コンクリ ートボックス深さ 75 mm	スラブ天井の 場合(AC電源)
	P形発信機	配管 16 mm 1本	大形4角アウトレットボッ クス深さ 54 mm		P形発信機	配管 16 mm 1本	大形4角アウトレットボッ クス深さ 54 mm	
	試験器	—	1個用スイッチボックス深 さ 44 mm		試験器	—	1個用スイッチボックス深 さ 44 mm	
	防火戸自動閉鎖器	—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 54 mm		防火戸自動閉鎖器	—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 54 mm	
	壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm		壁掛け用スピーカ	—	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	
	天井埋込み形 スピーカ	配管 22 mm以下で 4本以下	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	二重天井の 場合のみ	天井埋込み形 スピーカ	配管 22 mm以下で 4本以下	中形4角アウトレットボッ クス深さ 44 mm	二重天井の 場合のみ
<p>(注) 住戸内に設置する感知器で送り端子で接続できる場合は、スラブ天井 であつても位置ボックスの取付けを省略できる。</p> <p style="text-align: center;">第12節 非常コンセント設備</p> <p>試験は、関係法令等にのっとり、実施する。</p> <p>1 自家発電設備の機材試験は標準仕様書 5. 1. <u>10</u>による。</p> <p>2 自家発電機設備の施工後の試験は以下による。</p> <p>(1) (変更なし—省略)</p> <p>(2) (変更なし—省略)</p> <p>(3) (変更なし—省略)</p> <p>(4) 絶縁抵抗試験（電路のみ）</p> <p style="padding-left: 20px;">標準仕様書 2. 2. 18. <u>2</u>による。</p> <p>(5) (変更なし—省略)</p> <p>(6) (変更なし—省略)</p> <p>(7) (変更なし—省略)</p>				<p>(注) 住戸内に設置する感知器で送り端子で接続できる場合は、スラブ天井 であつても位置ボックスの取付けを省略できる。</p> <p style="text-align: center;">第12節 非常コンセント設備</p> <p>試験は、関係法令等にのっとり、実施する。</p> <p>1 自家発電設備の機材試験は標準仕様書 5. 1. 9による。</p> <p>2 自家発電機設備の施工後の試験は以下による。</p> <p>(1) (変更なし—省略)</p> <p>(2) (変更なし—省略)</p> <p>(3) (変更なし—省略)</p> <p>(4) 絶縁抵抗試験（電路のみ）</p> <p style="padding-left: 20px;">標準仕様書 2. 2. 18. +による。</p> <p>(5) (変更なし—省略)</p> <p>(6) (変更なし—省略)</p> <p>(7) (変更なし—省略)</p>				<p style="color: red;">財務局標準 仕様書に合 わせて修正</p>

	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p style="text-align: center;">第5章 雷保護設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般事項</p> <p>雷保護設備は、次による。</p> <p>1 標準仕様書2.2.17及び規格（JIS A 4201:2003、JIS A 4201:1992 又は JIS Z 9290-3:2019）による。</p> <p>また、補助鉄筋への溶接は設計図及び詳細図集による。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p> <p>3 （変更なし—省略）</p> <p>4 （変更なし—省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 太陽光発電設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般事項</p> <p>1 太陽光発電設備は、標準仕様書5.1.7「太陽光発電装置」によるほか、電気設備の技術基準の解釈第8章「分散型電源の系統連系設備」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（経済産業省・資源エネルギー庁）及び「分散型電源系統連系技術指針」（日本電気協会）を適用する。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p> <p>3 （変更なし—省略）</p> <p>4 （変更なし—省略）</p> <p>5 （変更なし—省略）</p> <p>6 （変更なし—省略）</p> <p>7 （変更なし—省略）</p> <p>8 （変更なし—省略）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 雷保護設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般事項</p> <p>雷保護設備は、次による。</p> <p>1 標準仕様書2.2.16及び規格（JIS A 4201:2003、JIS A 4201:1992 又は JIS Z 9290-3:2019）による。</p> <p>また、補助鉄筋への溶接は設計図及び詳細図集による。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p> <p>3 （変更なし—省略）。</p> <p>4 （変更なし—省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 太陽光発電設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般事項</p> <p>1 太陽光発電設備は、標準仕様書5.1.6「太陽光発電装置」によるほか、電気設備の技術基準の解釈第8章「分散型電源の系統連系設備」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（経済産業省・資源エネルギー庁）及び「分散型電源系統連系技術指針」（日本電気協会）を適用する。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p> <p>3 （変更なし—省略）</p> <p>4 （変更なし—省略）</p> <p>5 （変更なし—省略）</p> <p>6 （変更なし—省略）</p> <p>7 （変更なし—省略）</p> <p>8 （変更なし—省略）</p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p>

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和7年10月）追補版（令和8年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
6.2.1 試験及び 試運転調整	<p>第2節 施 工</p> <p>1 装置の標準試験 標準仕様書5.1.10.4における各試験項目の工場試験成績書を監督員に提出し、承諾を得る。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p>	6.2.1 試験及び 試運転調整	<p>第2節 施 工</p> <p>1 装置の標準試験 標準仕様書5.1.9.4における各試験項目の工場試験成績書を監督員に提出し、承諾を得る。</p> <p>2 （変更なし—省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正